

## 第10回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年4月22日(木)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例素案について

議題2 その他

### ■スケジュール案について

冒頭、事務局より、今後、議会の検討委員会とのすり合わせが必要となるため、6月下旬から7月中に両検討委員会の合同懇談会を予定した。これに伴い、パブリックコメント、市民説明会等を10月に予定すると12月議会への上程が困難であることから、3月議会へ上程するスケジュールに切りかえたとの説明がされた。

### (質疑・意見)

- 幅広い市民の意見を集めないと市民全体の意見にはならない。そのような取り組みはできないのか。
- 自治基本条例は市民をどのようにして協働に巻き込んでいくかのためにつくるものである。市民参加の場をもう少しふやしていく必要がある。
- 一宮市では、市民の声を聴くために33名の委員が手分けして、町内会のイベントや生涯学習のグループが集まる日などで3,000名近いアンケート活動を実施した。江南市の流れの中で市民の声を聴くときに、どの段階で行うかについては議論する必要がある。この検討委員会で議論した後に議会との調整に入るのか。それとも議会との調整で、江南市としてこの辺でというのが見えたときに最終的にそこを共有するのかという二つの考え方があると思う。条例だけつくってもそれが市民に浸透して活用されなければならないため、啓発を含めたアンケート活動は重要な意味を持つと思う。
- 一般市民の賛同を得た上で進めていった方が効果的ではないか。どのような方法でもよいが、もう少し広い市民の意見が集約できるような方策をとってもらいたい。
- パブリックコメントやシンポジウムにかかわるのは一握りの人だけである。啓発活動をこまめに行わないと市民が主役という意識が出てこず、理解も得られない。啓発をしないまま棚へ飾ったような条例になってしまえば意味がないため、NPO・ボランティアガイドに掲載された団体に対してアンケートをとるなど、この条例案の経過や内容について説明する必要があると思う。
- まとまった案について、シンポジウムの前段階、あるいはシンポジウムと市民説明会、パブリックコメントの間ぐらいにボランティア団体を対象にアンケートをとるのは一つの案だと思う。
- 今回は市民の憲法であるというぐらいにとらえられるから、地域の区における啓発

活動を押し進めてほしい。

- 一般市民への説明をしっかりとした上で意見を聴くならよいが、アンケートの文書だけでは理解した上で意見というわけにはいかない。議論ができる中での説明と要望を聴く方が現実だと思う。
- シンポジウムについて、以前、議員は外野席に座り、舞台には我々委員会のメンバーだけと聞いたが、パネリストとして議員の代表みたいな形で出ればよいのではないか。なぜ議員が前に出ないのか。その理由がよくわからない。
- 議会の検討委員会において、パネリストとして議会のどなたかにもなっていた方がよいのではないかとのお話をさせていただいたが、決定までには至っていない。
- 市民の代表なら当然に出ればよいのではないか。
- 議会で決するようなことについて、説明会やシンポジウムに議員代表のパネラーが出ないのは、市民にとってむしろその方が奇異に感じるのではないか。
- この要望を議会の方にも伝え、市民とともにぜひ参加していただければということである。シンポジウムのあり方については、いずれ検討する時期はあると思う。

## ■(仮称)江南市自治基本条例素案について

会長より、今回、条例素案が提出されており、第二段階に入ったということである。改めて我々が何をやろうとしているかを確認しておきたい。これは前文を表現するときの中身になると思う。条例が目指すものについて改めて確認をした後、内容を検討することになる。今までの議論と前回の武長委員による学習内容を踏まえていきたい。

条例の目的としては、地方自治の本旨と言われてきたものについて、実際に展開するための基準、原則、ルールを改めて確認する。もう一つは、分権改革の進行による大きな時代転換の中でそれも視野に入れて考えるということである。

また、従来の自治体と議会だけではなく、市民との協働による新しい公共も踏まえて考えていく必要がある。公共サービスは今や市民が担うという内容であり、そのような状況を踏まえた自治の姿を条例として示すことになる。特に新しい公共という場合には、自治体内分権の問題が出てくる。この場合は整理しきれないところがあるので、条例でここまでいくわけにはいかないと思う。

住民参加ということでは、議会は大変重要な領域だと位置づけがされている。議会と市民とのかかわり、例えば直接民主的な住民投票の制度をどうするのかという問題がある。議会改革についてもこの条例の中で一体のものであるという位置づけが必要かと思う。

住民主義でいうと、自治体分権の形がはっきりしているところではそこを軸にして条例で書ききれないがこの場合はそうならない。そこをどう踏み込むかということである。どこが市民にとって使えるものになるのかを考えながら検討していく必要がある。

これが協働というところで何があるかというあたりが。もとの条例が新しい積極的な面があるとそのあたりをどう書き込めるかということである。

行政との関係もいろいろある。情報の共有は当然でよいが、実際、市民から見ると、行政と一口で言っても取り組みの姿勢としてはかなり違いがあるのではないか。住民の意向をどう生かすかと先端的に取り組んでいる行政部門と、どちらかと言うと従来どおりのやり方で済ませている部門がある。

同じ信託と言われても、受けとめ方に随分差がある。市民からするとせめてこれと同じレベルで頑張ってもらいたいということになる。どのように表現すれば信託に応える行政になるのかということもポイントであるが、条文の中で個々に検討している時間はないため、将来的にそのようなこと明らかにし、それを一歩進めるための条例を今つくるということを頭に置いた前文になればよいとの説明がされた。

### (質疑・意見)

- 第7条に「平等に参加する権利を有します。」とある。条件にもよるが、できるのにしないということが多い。一方的に権利を主張されても実際は困るのでないか。
- 第8条の情報共有の原則で情報が正しく市民に伝われば、第6条の協働の原則の「それぞれの役割等に基づいて」で原則としてはカバーできているのではないか。区においても訴え方によっては全員が参加してもらえる。この辺の手段をいろいろ考えればよいのではないか。
- 新しい公共サービスは、市民、行政が一体となって形づくっていくものであることを10万市民に徹底することには時間がかかるし、大変な努力が必要だと思う。
- 基本条例は総合型なので原則を書いておくことになるが、実際の実行段階になると使えないのではないかということが言える。ある自治体の場合は、自治基本条例の制定後に自治基本条例を尊重して地域内分権のような条例、議会もその趣旨を理解して議会基本条例をつくっている。条例そのものでは使えないが、この下に一種の運用的なものを考えて何年間か使っていく。その後地域協議会とかにするような条例をつくる見通しがないと実践的な手段にはならないのではないか。市民向けの説明会の折には、市民はこの条例を理解するというよりも、条例の意図や言葉の問題などを質問すると思う。市民から質問があったときにはわかりやすく答えないといけない。どの段階の条例の完成度のところで市民と議論するのか。あるいは、ある程度の完成状態で市民からの意見を取り込むかというあたりで市民への啓発の取り方は違ってくる。議会との関係も同様である。議会側の理解度と我々の委員会の理解度とのずれがあったときに議論がある。当面は条例までいかななくてもよいが運用的なものは必要である。子供や外国人問題については、直接本人でないと意味がないものもある。柔軟に答えていかないと、市民は抽象的なものがつくられて関係ないと思うのではないか。
- 条例としての条文をもう少し具体化し、条文を読むとわかる形にするのか。あるいは、基本的な文章だけにしておき、解説書の比較的長いものをつくって補うのか。
- 抽象的なものが基本条例だから限界はある。抽象的なものに対して、余り過度にこれがないあれがないと言ってもしょうがない。そのような疑問が出ることを前提につくっていかなければならない。市民参加の問題や子供の条例はいずれ必要ではな

いか。議会も議会基本条例をつくっていただくと。地方自治の法律の動きもある中で考える条例になる。

- 他の自治体には 50 条にわたる条例もあるが全然動きがとれない。当然にやるべきことを文章化すべきである。
- 条例だけでは進まないの、運用上の問題が一番大事なところである。現在、区の単位でごみの分別をやっており、市民もそれに参加してうまくきている。実際に地域力をアップするには、やはりこのような形をとっていく必要がある。区長さん方が本当に理解して地域を引っ張り、それで足りないところは地域の新しい組織が必要になるのかどうか。これはちょっと前に進んでみないとわからない。行政がすべて行うには限界があるため、だれが一番地域でこの考え方、運用を実行するかということも併せて考えていかなければならない。新しい公共サービスを本当にわかってもらうためには、時間と根気と組織、運用がものすごくうまくいかないといけない。
- 最初から条文プラス解説文もつけて検討することにすれば、その辺の不安はなくなる。
- まちづくり組織について議論して、柔軟に対応する具体的な解説書のようなものがあるとよい。
- 区長や町内会長が全責任を背負うのではなく、その役割をいかに分散していくかを検討することも必要である。
- 住民自治の問題にどこまで介入するかという問題がある。
- 条文はこれ以上詳しくしないで、部分的に解説するとか、将来の展望を持ってもらうようなつけ加えをすればよい。
- 第 4 章の市民のまちづくり組織の活動への参加に「助け合う」とある。リーダーを孤立させずに市民が参加していくことについて、「自主的に参加」にもう少し責任を持って参加するような表現を入れてはどうか。第 14 条のまちづくり組織の運営について、運営する側の市民と共有しながら組織運営することが重要になると思うが、既に「市民に開かれた組織運営」とある。情報が共有されていないとか、実質、個別的な課題があるとすれば、少しここに書き込むとより実効性のあるものに近づけるのではないか。
- 第 12 条に「自主的に参加し」とあり、第 13 条にも「地域内の住民の自主的な参加のもとに」とある。第 13 条はもう少し前向きに、例えば「住民の積極的な参加のもとに」とすれば重ならない。
- 第 22 条第 3 項に「市職員は、まちづくりの主役は市民であることを理解し、市民とともに意欲をもってまちづくりを行います」とあり、第 4 項に「市職員は、市民の市政に関する要望等に迅速に対応し」とある。このような規定は、市職員にとってかなりインパクトのある項目になっているのか。
- 地方公務員法にも規定されていることであり、特別に変わった表現ではない。
- 市民とともに意欲を持ってまちづくりを行うことは、従来よりもさらに市民の中に入り込むということと市民の自主性等の尊重である。これだけで読み取ることは難

